

# 厚岸町いじめ防止基本方針

～全ての子供の尊厳を保持し、心身の健全な成長を保障するために～

厚岸町教育委員会

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方について

### 1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等の当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」です。

### 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒の人権が守られ安心して学校生活を送ると共に様々な活動に取り組むことができるようにすることを目的とします。

### 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの防止

- ・子供のいじめを防止するために、地域全体でいじめの起きない風土づくりに務めます。
- ・法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、町全体で子供の心身の健全育成を図り、いじめの無い社会の実現を目指します。

#### (2) いじめの早期発見

- ・いじめの状況を積極的に認知するために、道教委が定期的実施する「いじめアンケート調査」の回答情報を共有します。
- ・学校が随時に行う教育相談や調査活動で得られる情報、町保健師や民生委員への相談、保護者からの教育相談等の多様な相談チャンネルを用意して情報収集を行います。

#### (3) いじめへの対処

- ・学校がいじめの認知をした場合、いじめを受けた児童生徒の安全を確保します。(いじめを知らせてくれた児童生徒も同様です)
- ・いじめを受けた児童生徒から状況を聞き取ります。必要に応じて周囲で状況を見聞きした児童生徒に情報提供を求めます。
- ・いじめたとされる児童生徒から状況を聞き取ります。必要に応じて周囲で状況を見聞きした児童生徒に情報提供を求めます。
- ・いじめを受けた児童生徒およびいじめたとされる児童生徒の保護者に当該の児童生徒から聞き取って確認した内容を報告します。
- ・これらの一連の対処は、学校組織として対応します。

- ・町教委にいじめ等に関する情報が入った場合、当該児童生徒の在籍する学校と情報共有し、対処すべき役割を明確にして対応します。
- (4) 家庭や地域との連携
- ・学校や町教委は、保護者や地域、関係団体等からの情報収集を進めて、状況に応じた情報共有を行います。
  - ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等の組織において、いじめ等に関する情報提供を行うと共に、意見交流を行います。
- (5) 関係機関との連携
- ・町要保護対策児童協議会や町生涯学習課青少年育成センター、厚岸警察署生活安全課、釧路児童相談所等と必要に応じた情報共有を行います。

## 第2章 いじめの防止等のための厚岸町が実施する施策について

- (1) いじめ防止基本方針の策定と見直し
- ・いじめの防止等のための対策を推進するために「厚岸町いじめ防止基本方針」を策定し、逐次に見直しを行います。
- (2) いじめの防止等の対策に係る組織
- ・厚岸町総合教育会議（構成員：町長、町教育委員、町総務課事務局員、町教委事務局員、）
  - ・厚岸町小中高生徒指導連絡協議会（構成員：町校長会代表、町教頭会代表、小中高高等学校生徒指導担当者、厚岸警察署生活安全課係長、町更生保護士会長、町民生委員児童委員協議会長）
  - ・厚岸町いじめ防止対策専門委員会（構成員：教育長、専門的な知識及び経験を有する者、町スクールカウンセラー、町教委事務局員）
- (3) いじめの防止（予防的方策）
- ・人権教育や道徳教育及び体験的活動等を学校種や児童生徒の発達段階に応じて適切に実施できる様、環境整備を行います。
  - ・町スクールカウンセラーを定期的に各小中学校へ派遣します。必要に応じて臨時派遣に対応します。
  - ・情報端末機器利用に関するアンケートを継続して実施し、集計結果を分析した上で児童生徒向けの考察をつけて各小中学校へ情報提供します。
  - ・『厚岸町子ども☆未来ミーティング』を企画、開催して町内小中高校生がよりよい学校生活を送るための議案を討議します。
- (4) いじめの早期発見
- ・各種の相談窓口を各小中学校へ周知します。
  - ・Q-Uテストやアセス等のテストやアンケートを通して児童生徒の学校生活における満足感や適応感を把握できる様に環境を整えます。

- ・日常から町スクールカウンセラー、養護教諭や担任を含む教職員に相談しやすい環境を整えます。
  - ・各小中学校において実施される「児童生徒理解に関する情報共有会議（研修）」の情報を収集します。
- (5) いじめ事案への対応
- ・町教委は、学校からの報告を受けた際、必要に応じて情報収集を進めると共に、学校と今後の対応について協議します。
  - ・学校が、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒が、安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じることを円滑に進められる様に支援します。また、学校が行う保護者への説明の際に双方から同席を求められる場合は対応します。
  - ・学校が、いじめを行った児童生徒に対して教育上必要な措置を講じることを円滑に進められる様に支援します。また、学校が行う保護者への説明の際に双方から同席を求められる場合は対応します。
  - ・いじめ事案への対応は、いじめを受けた児童生徒や知らせてくれた児童生徒及び、いじめを行った児童生徒の個人情報の取扱いに配慮した措置を行います。
  - ・犯罪行為としての可能性があるものや児童生徒の生命や身体、所有物等に重大な被害が生じる様な状況が認められれば、早期に厚岸警察署に相談または通報することを各小中学校に指導します。
- (6) 家庭や地域との連携
- ・保護者や地域の方から情報を受け取りやすくするために、町教委や町保健福祉課が連携して教育相談を受ける体制を整備します。
  - ・各小中学校が行う学校評価にいじめ等に関する項目を設けて実施した回答内容を共有していじめ等の状況に対応します。
  - ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等の会合において、いじめ等に関する情報提供を行うと共に、意見交流を行います。
- (7) 学校運営改善の支援
- ・いじめ等の問題を学校だけのものとせず、町教委や関係機関と連携して対応していくために情報共有を随時に行います。
  - ・いじめ等の問題への対応にあたって、必要な環境整備要請や指導を行います。

### 第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策について

（町内小中学校の児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるために）

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
- ・各小中学校は、法令を根拠にして各校の実情を考慮した「〇〇学校いじめ防止基本方針」を策定し、定期的及び必要に応じて見直しを行います。

- ・各小中学校の「〇〇学校いじめ防止基本方針」は、年度当初に保護者へ周知すると共に随時に確認できる様学校ホームページに掲載します。
- (2) 学校におけるいじめの防止等の対策に係る組織
- ・各小中学校は、法令に基づき「いじめ対策委員会」(生徒指導対策委員会)を設置します。構成員は、校内の複数の教職員とし、必要に応じて学校外部に人員要請をすることができるものとします。
  - ・「いじめ対策委員会」(生徒指導対策委員会)は、役割分担を明確にしていじめを受けた児童生徒や知らせてくれた児童生徒及びいじめを行った児童生徒やその保護者に対応します。また、町教委を含む関係機関と連携を図ります。
- (3) 学校におけるいじめの防止(予防的方策)
- ・人権教育や道徳教育及び体験的活動等を学校種や児童生徒の発達段階に応じて適切に実施できる様、教育課程の編成を行います。
  - ・町スクールカウンセラーを有効に活用します。必要に応じて臨時派遣を要請します。
  - ・情報端末機器利用に関するアンケートの集計結果及び児童生徒向けの考察を学級指導や児童会、生徒会の討議内容とします。
  - ・『厚岸町子ども☆未来ミーティング』に参加して町内小中高校生が、よりよい学校生活を送るための議案を討議します。
- (4) 学校におけるいじめの早期発見
- ・各種の相談窓口を児童生徒及びその保護者に周知します。
  - ・Q-Uテストやほっと等のテストやアンケートを通して児童生徒の学校生活における満足感や適応感を把握します。
  - ・日常から町スクールカウンセラー、養護教諭や担任を含む教職員に相談しやすい環境を整えます。
  - ・各小中学校において「児童生徒理解に関する情報共有会議(研修)」を定期的に行うと共に、必要に応じて随時に開催します。
- (5) いじめ事案への対応
- ・いじめの認知をした場合、いじめを受けた児童生徒の安全を確保します。(いじめを知らせてくれた児童生徒も同様です)
  - ・いじめを受けた児童生徒から状況を聞き取ります。必要に応じて周囲で状況を見聞きした児童生徒に情報提供を求めます。
  - ・いじめたとされる児童生徒から状況を聞き取ります。必要に応じて周囲で状況を見聞きした児童生徒に情報提供を求めます。
  - ・いじめを受けた児童生徒およびいじめたとされる児童生徒の保護者に当該の児童生徒から聞き取って確認した内容を報告します。
  - ・これらの一連の対処は、相談を受けたり、いじめの状況を発見した教職員から校内の生徒指導担当者または教頭に相談し、学校組織として対応します。

- ・「いじめ対策委員会」（生徒指導対策委員会）を開催して情報を共有します。
  - ・学校は、町教委へ報告をすると共に今後の対応について協議します。
  - ・いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒が、安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じると共に、保護者への説明を行います。その際、必要に応じて町教委の同席を求めます。
  - ・いじめを行った児童生徒に対して教育上必要な措置を講じると共に、保護者への説明を行います。その際、必要に応じて町教委の同席を求めます。
  - ・いじめ事案への対応は、いじめを受けた児童生徒や知らせてくれた児童生徒及び、いじめを行った児童生徒の個人情報の取扱いに配慮した措置を行います。
  - ・犯罪行為としての可能性があるものや児童生徒の生命や身体、所有物等に重大な被害が生じる様な状況が認められれば、早期に厚岸警察署に相談または通報します。
- (6) 家庭や地域との連携
- ・保護者や地域の方から情報を受け取りやすくするために、町教委や町保健福祉課と連携して教育相談を受ける体制を整備します。
  - ・学校評価にいじめ等に関する項目を設けて実施し、回答内容を教職員および保護者と共有していじめ等の状況に対応します。
  - ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等の会合において、いじめ等に関する情報提供を行うと共に、意見交流を行います。

#### 第4章 重大事態への対処について

##### (1) 重大事態の意味

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - ・文部科学省発出の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における『不登校の定義』においては、年間 30 日を目安としています。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等を総合的にとらえる必要があります。
  - ・児童生徒や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった際、学校は「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」という態度を取ったとしても、町教委を含む関係機関は、「重大事態であること」を念頭に対応する必要があります。

- ・学校または町教委は、重大事態の意味を踏まえて個々のケースを把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たります。

## (2) 重大事態の報告

- ・学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに町教委へ報告します。
- ・報告を受けた町教委は、重大事態の発生を町長に報告します。

## (3) 調査主体および組織

### ①学校主体の調査の場合

- ・各小中学校の「いじめ対策委員会」(生徒指導対策委員会)を中心に町教委と協議の上、聞き取り等の調査を実施します。
- ・調査に際して、学校外部に人員要請をすることができるものとします。

### ②町教委主体の調査の場合

- ・厚岸町いじめ防止対策専門委員会を中心に調査を実施します。
- ・必要に応じて適切な専門家を構成員に加えることができることとします。
- ・調査では、客観的な事実関係を明確にすることを第一とします。

## (4) 事実関係を明確にするための調査の実施

### ①学校および町教委が重大事態であると判断したときには、当該の重大事態に係る調査を行うための組織を直ちに設けます。

### ②町教委主体で調査を実施する場合は、厚岸町いじめ防止対策専門委員会を招集して調査の詳細を検討し実施します。

#### ア) いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめを受けた児童生徒の立場を守ることを配慮します。
- ・いじめられた児童生徒から十分に聴き取ると共に、在籍児童生徒や教職員に対する聴き取りや質問紙による調査を行います。
- ・いじめを知らせてくれた児童生徒の立場を守ることを配慮します。
- ・いじめを受けた児童生徒及び保護者に事実関係を説明し、いじめを行った児童生徒への対処を伝えます。
- ・いじめを受けた児童生徒の心身のケアを状況に応じて実施し、登校および集団学習におけるサポートをします。
- ・調査による事実関係を確認して、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめの行為を止めます。その保護者にも状況を説明します。
- ・いじめた児童生徒に対しては、必要な環境における継続的な指導と支援を行い、通常の学校生活を送ることができる様にサポートをします。

#### イ) いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・いじめられた児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取して、今後の調査について当該保護者と協議した上で調査に着手します。
- ・調査は、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。

す。

ウ) 自殺の背景調査における留意事項

- ・調査を実施するにあたって、遺族の心情を認識して要望や意見を十分に聴取すると共に可能な限りの配慮と説明を行います。
- ・在校生や関連する卒業生及びその保護者に対しても可能な限りの配慮と説明を行います。
- ・死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめを受けていた疑いがあることを踏まえ、学校または町教委は遺族に対して在校生や関連する卒業生などへのアンケート調査や聞き取り調査を含む詳細調査の実施を提案します。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、断片的な情報で誤解を与えることの無いように留意します。

(5) その他の留意事項

- ・町教委は、出席停止措置の活用やいじめを受けた児童生徒またはその保護者が就学校指定変更を希望する場合は、区域外就学等の弾力的な対応を検討し対応します。

(6) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

- ・学校または町教委は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。
- ・情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供します。

②調査結果の報告

- ・学校は町教委に報告し、町教委は町長に報告します。

(7) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

①再調査

- ・報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を行うことができるものとします。

②再調査を行う機関の設置

- ・再調査を実施するときの機関については、厚岸町いじめ問題調査委員会を設置することができるものとする。当該委員会は、町長が、専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は、学識経験者や心理、福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めます。

③再調査の結果を踏まえた措置等

- ・町教委は、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導室長や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置等人的体制の強化、心理や福祉の専門家、学識経験者等の外部専門家の追加配置等の支援を行います。
- ・再調査の進捗状況や結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で情報提供します。
- ・再調査を行った時、町長はその結果を公表しますが、個々の事案の内容に応じ個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保します。
- ・町長及び町教委は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。